

平成23年塩尻市議会12月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成23年12月16日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

議案第10号 塩尻・朝日衛生施設組合の解散について

議案第11号 塩尻・朝日衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

議案第12号 松塩地区広域施設組合への加入について

議案第14号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)3款民生費中1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第17号 平成23年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計補正予算(第1号)

議会第 1号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

陳情12月第1号 最低制限価格の設定に関する陳情

陳情12月第2号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情

出席委員

委員長	青柳	充茂	君	副委員長	古畑	秀夫	君
委員	務台	昭	君	委員	牧野	直樹	君
委員	金田	興一	君	委員	五味	東條	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君

欠席委員

なし

説明のため出席した議員

意見書提出議員 山口 恵子 君

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会議務局職員

事務局長 成田 均 君 議会議務局次長 小松 俊夫 君
議事調査係長 小澤 秀美 君

午前9時59分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと早いんですが、皆さんおそろいですので、ただいまから12月定例会の総務環境委員会を開会いたします。

最初に理事者からごあいさつがあれば。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。代表質問、一般質問の後、委員会をお開きをいただきまして大変ありがとうございます。本日審査をお願い申し上げます案件につきましては、条例案件、一般会計の補正予算ほかでございます。どうぞよろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 それでは、副委員長から本日の日程についてを申し上げます。

副委員長 おはようございます。それでは、審査をきょうまたしていただいた後、終了後、多分午後1時半か午後2時ころになるかと思っておりますけれども、視察を、塩尻消防署のほうへまいりたいと思っておりますので、玄関前へ集合していただいてマイクロバスで行きます。服装はそのまま結構です。

それから夜、午後5時45分から中信会館で懇親会がありますので、よろしくお願いたします。以上です。

委員長 審査内容については、ごらんの委員会付託案件表のとおりということでございますので、よろしくお願いたします。

審査に入る前に人事異動等で新しいメンバーがいらっしゃいましたら自己紹介をどうぞ。

〔職員自己紹介〕

委員長 以上2人ですか、御苦労さまです。

それでは、早速審査に入ります。

議案第2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 委員会付託案件表ではありますが、議案第2号を議題といたします。塩尻市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。説明を求めます。

消防防災課長 それでは議案第2号、13ページの次のページになりますが、塩尻市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案関係資料の4ページをお願いいたします。

提案理由といたしまして、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものです。

概要としては、引用している障害者自立支援法の条項を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表 5 ページをお願いします。最初に塩尻市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表でございます。介護補償第 9 条の 2 でございますが、中段の下、現行の(2)、まず現行のほうですが、障害者自立支援法の第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設、この部分で、第 5 条第 1 3 項に繰り下げでございます。その下、障害者支援施設に入所している場合の括弧内、同条第 6 項に規定する生活介護、これが同条第 7 項に規定する生活介護に 1 項ずつ繰り下がるものでございます。

それからめくっていただきまして 7 ページをお願いいたします。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の新旧対照表でございます。これにつきましては、介護補償の第 10 条の 2 でございます。現行につきまして中段より下、(2)になります。障害者自立支援法第 5 条第 1 2 項が、改正として第 5 条第 1 3 項に繰り下がるものでございます。それから、その下の障害者支援施設に入所している場合の括弧内、同条第 6 項に規定する生活介護は、同条第 7 項に規定する生活介護ということで 1 項ずつ繰り下がるものです。この部分につきましては、適用が平成 23 年 10 月 1 日適用ということでございます。

それから前のページ 6 ページをお願いいたします。これにつきましては、同じく介護補償の関係ですが、第 9 条の 2、現行の(2)障害者自立支援法第 5 条第 1 3 項に規定するもの、これが第 5 条第 1 2 項にということで、1 項繰り上がるものでございます。

それから 8 ページでございますが、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の新旧対照表でございますが、同じく介護補償の第 10 条の 2 でございます。現行中段より下(2)でございますが、第 5 条第 1 3 項に規定する障害者支援施設、これが第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設ということで、それぞれ 1 項繰り上がるものでございます。この繰り上げの部分に関しましては、平成 24 年 4 月 1 日施行となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、委員の皆さんから御質問、御意見ありましたら、どうぞ。

柴田博委員 障害者自立支援法が一部改正されたということですけど、その改正内容は特に関係なくて引用条項だけが変わったってということですね。

消防防災課長 改正は、同行援護が創設されたことと、それから児童デイサービスという条項が削除されたことに伴いまして、条項が下がったり上がったりしたということです。

委員長 いいですね。ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、この議案第 2 号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。議案第 2 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第 9 号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

委員長 議案第9号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

企画課長 議案資料の20ページのほう、お願いいたします。まず1番の提案理由でございます。松本広域連合長から協議を求められました松本広域連合の処理する事務及び規約変更につきまして、地方自治法291条の11、広域連合の規約変更等の場合には、議会の議決を要するというに基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

2番の概要でございます。松本広域連合規約に定める処理する事務のうち、旧伝染病舎の管理とあるのを旧伝染病舎跡地の管理に改めるものであります。これにつきましては、独立行政法人国立病院機構まつもと医療センターの松本病院と中信松本病院が現在あるわけなんです、この統合によって一たん整備にかかりまして、現在松本広域連合で普通財産として管理しております、不要となっております旧伝染病舎を取り壊して更地といたしまして、建設用地の一部を貸しつけることに伴って跡地の管理ということに改めるものであります。

3番の別記の新旧対照表につきましては、後ほど説明させていただきます。

4番の規約の施行等につきましては、平成24年4月1日から施行していくものであります。

では、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思えます。広域連合の規約の第4条関係、広域連合の処理する事務、第4条の第3号旧伝染病舎とあるのを旧伝染病舎跡地ということで、改めるものであります。同様に第5条広域計画の項目、あるいは別表第1、経費等の算出について定めておるものであります、これらについても同様に旧伝染病舎というものになっているものを旧伝染病舎跡地と改める内容のものでありますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

委員長 説明を受けましたので、委員の皆さんからの御意見、御質問、どうぞ。

丸山寿子委員 お聞きしたいんですが、統合によりという説明は受けましたけれども、もう少しだけ詳しく経過というんですかね、教えていただきたいのと、伝染病舎については、現在はどうなっているのか、というかその内容ですね、仕事の、についてお願いします。

企画課長 センターの関係の今の状況については、後ほど担当の健康づくり課長のほうで補足をお願いしたいと思えますが、経過のほうにつきまして私のほうから説明させていただきたいと思えます。この伝染病舎につきましては、昭和24年4月、松筑伝染病院組合として設立いたしました。その後昭和46年4月になりますが、当時信州大学のところにあった、旭町にあった病院を信州大学の拡大に伴いまして、現在の国立松本病院の移転に伴ってそちらのほうへ移転されました。その後、旧伝染病院としてそこで行ってきたわけですが、平成11年4月になりまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、これが施行に伴いまして、病院事務が県の移管事務となって廃止されました。したがって、それに伴いまして財産のほうも普通財産ということで、切りかえにさせていただいたものであります。平成13年の4月、県が波田病院を第2種の感染症指定医療機関として指定している経過があります。広域連合のほうとしましては、国立松本病院にこの旧伝染病の部分につきまして施設管理を委託をさせていただきました。平成18年になりまして、同様に4月であります、松本病院の要望によりまして施設を、これ以降に貸し付けを行わせていただいているものであります。平成23年1月に入りまして、本年であります、まつもと医療センターの要望によりまして、その一部を駐車場用地として土地を貸し付けしているものであります。そして平成23年の、本年の12月ということで医療センタ

一の計画に伴いまして整備を行っているという状況のものであります。

現在の建物、場所であります。ちょっと委員長、その病舎の位置図というんですか、概況を示したものを用意しておりますので、お配りさせていただいていいですか。

委員長 どうぞ、お願いします。今すぐできますか。

企画課長 ええ、手元に用意しております。今、位置図につきましては、資料でお配りさせていただきますが、

ごらんのように国立病院の、松本病院の敷地内の、入って一番奥の左手にございます。土地につきましては、3,307平方メートルありまして、建物については1,185平方メートルあるんですが、これについては更地としてお返しするという内容のものでございます。私のほうは以上であります。健康づくり課長のほうからちょっと補足をさせていただきます。

健康づくり課長 それでは、ただいまに引き続きまして、松本病院と中信松本病院の一体化の部分につきまして、私のほうから補足説明させていただきます。7月11日づけをもちましてですね、議員の皆様方にこの件の報告ということで関係書類をお送りした経過がございます。そこで概要を一応触れさせていただいてございますが、松本病院と中信松本病院、現在別々にあるものを現在の松本病院の敷地に一体化しまして、病棟等の整備を行うという概要でございます。今お配りされております図面、国立松本病院の敷地かと思えますけれども、その敷地の中に中信松本病院の機能も含めまして一体化整備を行うということで、私ども聞いている範囲では、当面、今図面ですね、伝染病跡地から東側にかけて、A棟、B棟、それぞれ5階建て、6階建ての病棟を建築するという聞いております。このA棟、B棟、両方の完成予定は平成25年度中というふうに聞いておまして、現在、それぞれの病院で持っております診療科目を20の診療科目にまとめた機能をここに持って来て一体化整備するという概要のようでございます。将来的には、現在のこの敷地、全体の敷地の面積は変わりませんけれども、ただいま申し上げましたA棟、B棟の整備に引き続きまして、全般の整備をしまして、将来的には一番手前のほうに広い駐車場を設けていくというふうな、そんなような概要ということをお伺っております。概要につきましては以上でございます。

丸山寿子委員 それでですね、この土地は病院の駐車場ということで貸し付けということですが、所有はどこになっているんですか、ここの部分の敷地。

企画課長 松本広域連合でございます。

丸山寿子委員 ということは、管理というのは松本広域連合なので、その料金についてもあわせて管理していくというふうを考えていいですか。

企画課長 仰せのとおりでございます。

丸山寿子委員 いいです。

委員長 いいですか。よく理解できました。ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、議案第9号についても原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 なしと認めます。議案第9号も原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第10号 塩尻・朝日衛生施設組合の解散について

委員長 議案第10号塩尻・朝日衛生施設組合の解散についてを議題といたします。

生活環境課長 それでは、議案第10号のページです。議案説明資料で23ページになります。議案第10号塩尻・朝日衛生施設組合の解散についてということでございます。塩尻・朝日衛生施設組合を解散することについて地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

解散日につきましては、平成24年3月31日をもって塩尻・朝日衛生施設組合を解散するものでございます。以上です。

委員長 委員の皆さんからの質問、御意見ありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。それでは、議案第10号塩尻・朝日衛生施設組合の解散について、原案のとおり認めることに御異議ありませんね。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第10号につきまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 塩尻・朝日衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

委員長 議案第11号塩尻・朝日衛生施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。説明を求めます。

生活環境課長 議案第11号をお願いしたいと思います。塩尻・朝日衛生施設組合を解散することに伴い、この組合の財産を処分することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案のほうの第11条の別記をお願いしたいと思います。ちょっと概要のほう、書き方が違うわけですが、別記のほうは箇条書きになっておりますので、それで説明させていただきます。

1番といたしまして、土地についてでございます。土地については、塩尻市の持分案分を100分の94、朝日村の持分100分の6の共有財産として帰属する。これにつきましては、新しい新組合、議案第12号のほうにございますが、新組合におきましては、土地は所有せず、所有する市町村から無償で賃貸しているということでありまして、この解散に伴いまして、塩尻市、朝日村の共有財産として帰属したいというものでございます。これにつきましては、塩尻・朝日衛生施設組合の規約にあります建設費負担金、人口割10分の7、実績割、これはごみの量ですが、10分の3によりまして負担している割合、当時ですけれども新最終処分場94.05が塩尻市、朝日村さんが5.95。それから現時点の建設費負担割合が、94.12が塩尻市、朝日村が5.88であるということで、現在の土地につきましては、持分塩尻市94、朝日村6というふうにするものでございます。

2番目、建物、設備、物品及び債務につきましては、新しい新組合、松塩地区広域施設組合に帰属することでございます。

次に3番目、解散に伴う事務についてでございますが、それについては塩尻市が継承する。これにつきまして、

解散の事務というのは、現金、それから平成23年度の未払金、未収金、書類、決算のことを塩尻市が行うというところでございます。

それから4番目、塩尻市と朝日村との決算の調整後の余剰金につきましては、平成23年度の塩尻・朝日の運営費の負担金、運営費は人口割が10分の3、実績が10分の7でございますが、負担割合で案分し、当該塩尻、朝日村へ返還するという内容でございますが、運営費の率でございます。平成23年度の運営費の率ですが、運営費につきましては、人口割が先ほど言いましたように10分の3、毎年1月1日の現在における住民基本台帳人口です。それから実績割10分の7でございますが、前年の1月から12月のごみ量で計算いたしました。これで計算いたしますと塩尻市94.42、朝日村5.58、これにより余剰金を精算したいというものでございます。

もう一つお願いします。議案の説明資料の25ページをお願いしたいと思います。財産に関する調書でございます。土地につきましては、そこに3つございますが、一番上、柿沢303番外46筆、これが塩尻クリーンセンターの土地でございます。平成11年に取得したものでございます。それからその下、東筑摩郡朝日村小野沢723番1外13筆、これは旧最終処分場でございます。今は埋め立てをしておりません。それからその下、朝日村大字小野沢475番1外32筆、これが新最終処分場でございます。済みません、先ほどの旧最終処分場は昭和57年に取得、それから今の新最終処分場は平成15年取得でございます。この土地につきましては、先ほど言いましたように、94対6により共有で所有したいということでございます。

次、建物でございます。これは塩尻・朝日衛生施設組合の決算における財産調書の内容でございますが、なお、今年度廃止したもの、あるいはリースに変えたもの等は、ここには財産ということになっておりませんので、お願いいたしますが、上から、工場棟から下まで来まして便所まで、これが塩尻クリーンセンターにおける建物の内容でございます。その下、管理棟、作業棟というのがございますが、これは不燃物処理場、先ほど言いました旧、新最終処分場ではございません。その前からあります不燃物処理場の管理棟、作業棟でございます。その下の排水処理施設棟、車庫棟、これにつきましては、新最終処分場における建物でございます。

次のページをお願いいたします。26ページでございますが、設備につきましてはごみ焼却設備、これが塩尻クリーンセンターの設備でございます。それから埋立用設備、排水処理設備、これは新最終処分場における設備でございます。

次に4番目、物品でございます。そこに掲げてございます物品につきましてはでございます。それぞれ灰搬出車、これは4トンダンプのことでございますが、以下、車関係、物置関係でございます。これは塩尻クリーンセンターにすべて所属しております。

その他の物品につきましては、塩尻・朝日衛生施設組合の解散日において同組合に所属している物品は、新しい松塩地区広域施設組合に所属するということとなります。

もう一つ、一番最後に債務でございますが、ごみ処理施設整備事業債の未償還の元利償還に係る債務でございます。これは起債のみでございますが、今、最終処分場につきましては平成23年度末でおよそ8億円ございます。これにつきましては、新しい事務につきましては、新しい松塩地区広域施設組合で事務を行います。ただ、負担につきましては、塩尻市、朝日村で負担するというところでございます。以上でございます。

委員長 御質問、御意見、委員の皆さんからありましたら。

柴田博委員 旧の最終処分場ですけれども、これも何て言うんですか、建物とかは新しい組合の所有ってことになるわけですか。

生活環境課長 旧最終処分場には建物がございません。

柴田博委員 ない。

生活環境課長 更地って言うのか、平らにして整備をさせていただいておりますが、旧最終処分場は管理につきましては、また閉鎖までいきませんので、県の許可がおりてませんので、当分管理していかなきゃいけないんですけども、それにつきましては、新組合のほうで管理と一緒に、新最終処分場とともに管理をしていただく。ただし、負担につきましては、塩尻市、朝日村が負担をするという形でございます。

柴田博委員 もう1点、さっき不燃物処理場にある管理棟と作業棟ってお話がありましたけれど、その土地はどこの。

生活環境課長 その土地の所属は朝日村さんになっております。土地の所有は朝日村さんの名義になっております。

柴田博委員 それを朝日村が新しい組合に無償で貸与するという、そういう形ですか。

生活環境課長 はい、そういうことでございます。

委員長 ほかにありますか。

副委員長 最後の5の債務の8億円を塩尻・朝日が引き継いでいくということで説明を受けたんですが。

〔「違う」の声あり〕

副委員長 違う。広域でいってことかい。

生活環境課長 今の債務が残っておりますのは、新最終処分場の債務だけでございます。クリーンセンターも終わっております。これにつきましては、管理については新しい組合のほうで管理をやっていただいて、これから次に出て来ますが、それは前に説明しましたが、灰が塩尻・朝日分だけこっちに戻ってきますので、最後の事務については、分担金の中に入れておまして新しい組合で行いますが、その8億円の負担は、塩尻・朝日で負担をすると。

副委員長 そうすると、これは何年くらいかけて、年どのくらいの支払いになるんですか。

生活環境課長 概略でいきますと平成32年に終了する予定でございますが、一番最後の年はちょっと額があれですが、ほぼ1年間に1億円ずつです。1億円ずつ返していくというふうになります。

委員長 いいですか。ほかに。

柴田博委員 議案のほうの別記のところの4番目ですけれども、これは、剰余金が出ればそれぞれ返金するということなんですけど、剰余金が出る予定なんですか。それとも不足するってことはないわけ。

生活環境課長 先ほど言いましたように、3で塩尻市が3月31日で組合を解散いたしますので、それにつきましても未払金等は塩尻市が全部負担しますので、今のところの予定では予算のほうそのまま持ってきて、平成24年度に精算の形で決算を塩尻市が担当でやりますので、今の見込みでは剰余金が出る方向でございます。

委員長 いいですか。どのくらい。それはわからない。ほかにありますか。ありませんか。

それでは、議案第11号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。議案第11号も原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に進みます。

議案第12号 松塩地区広域施設組合への加入について

委員長 議案第12号松塩地区広域施設組合への加入についてを議題といたします。説明を求めます。

生活環境課長 それでは議案第12号をお願いしたいと思います。説明につきましては、次の議案第12号別記、それと議案説明資料27ページ、27ページの資料は1枚だけですので、そちらをちょっとあけながら別記の内容で説明させていただきます。

議案第12号につきましては、ごみ処理施設等の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、松塩地区広域施設組合へ加入することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますが、平成24年4月1日から、次の、そこがございます松塩地区広域施設組規約による組合に加入していきたいというものでございます。この内容につきましては、去る9月26日、4市長村長、それから4市村議会の議長さんで調印いたしました協定書に基づいた規約となっております。この組規約、第1条から次のページの12条までございます。これについて簡潔に説明させていただきたいと思いますが、まず1番で名前につきましては、松塩地区広域施設組合。

2条でその施設の構成団体ですが、塩尻市、松本市、東筑摩郡山形村及び朝日村。組合の共同処理に関する事務でございますが、第3条のところの表を見ていただければと思います。ごみ処理施設につきまして、ごみ焼却施設及びごみ中継施設、ごみ処理施設のほうは松本クリーンセンターでございます。中継施設は塩尻クリーンセンターでございます。これにつきましては、関係する市村は松本、塩尻、山形、朝日村というふうな見方をさせていただきたいと思います。最終処分場につきましては、先ほども御説明しましたが塩尻及び朝日村で関係すると。組合ももちろん関係するわけですが。

それから2番目、廃棄物再生利用施設、これは廃プラスチック、容リプラの施設でございますが、これにつきましては松本と山形村。次の3番目、し尿、浄化槽の汚泥処理でございます。あずさ衛生センターの関係でございます。これにつきましては、松本市、山形村が関係する。それから余熱利用施設でございますが、これにつきましては、ごみ処理施設の一体的なものであるという考え方で、松本市、塩尻市、山形村、朝日村。それからそれに附随しまして5番目でございます。運動施設及びそれに附属する周辺施設、まず1番としてごみ処理に関するものにつきましては4市村。それから2番目のし尿、浄化槽に関する処理につきましては、松本、山形の2市村が関係するという内容になっております。

続きまして組合の所在地でございます。これは松本クリーンセンター、松本市大字島内7576の1番2号ということでございます。

続きまして議会関係でございますが、組合の議会につきましては、議員定数は17名ということでございます。松本市9名、塩尻市4名、それから山形村2名、朝日村2名で構成しているものでございます。議員さんの任期でございますが、組合議員の任期は組合の構成の市村の議会の議員としての任期によるという内容で、ここは変更はございません。それから議長さん、副議長さんの内容も変更はございません。

次に執行機関でございます。これにつきましては、組合の管理、副管理者及び会計管理者を置くわけですが、管理者は松本市長、副管理者は塩尻市長、山形村長、朝日村村長さん、それから松本市副市長、それから会計管理者は松本市会計管理者が来るという内容でございます。

次のページをお願いしたいと思います。支弁方法及び経費の負担でございます。支弁方法は、それぞれ収入、債務を充てるものでございますが、12条で各市村の分担金の割合は、別表に定めるとおりによるというものでございます。この別表を見ていただきたいと思います。5ページです。この別表につきましては、先ほどのごみ、それから廃棄物再生利用施設等、し尿浄化槽の処理、余熱利用施設等にあわせて、それぞれ負担をその市町村が行うという内容になっております。例えば、先ほど御説明しましたが、ごみ処理施設及び中継施設の設置・管理運営に関するものは4市村で行い、その負担割合は、建設費につきましては搬入割の100%。搬入量、これは家庭系と事業系がございますが、前々年度とする。それから管理運営費、これにつきましては、前の松本西部広域施設組合におきましては、均等割が10%、搬入割が90%でございましたが、均等割を5%、搬入割を95%ということで、搬入量につきましては、家庭系のごみに対して当年度とするということですので、これにつきましては当年度といたしますので、予想でごみ処理計画の中の数字を使いますので、次の年にそのごみ量によって精算という形をとることになります。続きまして塩尻に関係しますのは、その下、最終処分場につきましては、今までと同じように塩尻市、朝日村で、向こうのほうの予算の負担になりますが、塩尻市、朝日村で負担をします。建設費・管理運営につきましては、今までの内容と同じ割合となっております。ちなみに、その下の廃棄物再生利用施設の設置につきましては、松本市、山形村さんが負担するわけですが、建設費につきましては搬入割100%、考え方は同じ。管理運営費、均等割5%、搬入割95%という内容になっているものでございます。

あと備考欄につきましては、先ほどちょっと説明しましたが、その基礎となる数字のあて方でございますので、内容となっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、この加入につきましては、済みません、松本市さんがこの12月13日の市議会で議決されております。それから朝日村さんは12月20日、それから山形村さんは12月16日、塩尻市が12月22日になっておりますので、塩尻市の議決を、議会の承認をいただきまして、その後は、地方事務所、長野県の場合には県知事の許可がいりますが、長野県の場合は地方事務所長の許可になりますので、県のほうへ許可申請を上げたいという内容でございます。よろしくをお願いしたいと思います。

委員長 説明を受けました。委員の皆さんから御質問、御意見を受けたいと思いますが。

丸山寿子委員 ちょっと表の見方で教えてもらいたいんですけど、別記のところの1ページのところで、塩尻市及び朝日のほうの事務ということで、1の括弧に最終処分場というふうになっています。塩尻と朝日の最終処分場のは、塩尻・朝日でつくった最終処分場に行くというふうになっているわけなんですけど、松本の場合は、これはどういうふうになっているんですか。表に、ここにはどう表せているのか、その辺、見方を教えてください。

生活環境課長 松本市の最終処分場は、山田にあります最終処分場がございますが、それは松本市さんがすべて管理しております。それから山形村さんも最終処分場をすべて管理しております。量は小さいです。これにつきましては、最終処分場につきましては、うちは塩尻・朝日で組合で両方でやっておりました。それについてそ

れぞれ、組合を解散するにはそれぞれ市村に戻すわけですけども、それが一緒にやっておりますので、塩尻・朝日の最終処分場の管理について、要は灰を戻すのについては、組合の事務としてやっていただけると。ただし、その負担はほかのところは負担はしませんよと。塩尻・朝日で負担をして、その内容は補てんしていくと。それと全く同じのが、その下のし尿、浄化槽汚泥、生活雑排水汚泥処理施設、これはうちで言いますと衛生センターでございます。これにつきましては、塩尻市は衛生センターのほうへし尿を投入しておりますので、松本市さんにお世話になる必要はございません。それは松本市と山形村さんが負担をし、組合で管理をしていくという内容でございます。

委員長 いいですか。ほかにあります。

柴田博委員 この規約は松本西部広域の規約を変更してこういう形にしたということ、そういうことですよ。

生活環境課長 今まで全協等でも御説明してきましたが、新組合という形で対等の立場でやっていくわけですけども、事務的には塩尻・朝日衛生施設組合を解散して、松塩地区広域施設組合規約ということで名前も変わるわけですけども、内容的には今までの松本西部広域施設組合規約を改正する形となっております。ですから松本市さんと山形村さんは、この組合規約の改正ということで議会の議決をお願いしている。それから塩尻と朝日村さんは、塩尻と同じようにこの内容で議会の承認をいただきたいという内容となっております。

柴田博委員 もう1点、規約の一番最後のところの、4ページの一番下のほうに、2のところ(1)と(2)とありますけれど、ここに書いてある中身は、ごみ焼却施設の建設費とか管理運営費の搬入割のところの計算に使う数字はこういうことですよって、そういうことでいいわけですか。

生活環境課長 そのとおりです。

柴田博委員 それでいい。前々年というのは、この数字ですよってことね。

生活環境課長 はい。

柴田博委員 じゃ、いいです。

委員長 ほかにいかがですか。

五味東條委員 確認ですが、管理運営費のですね、搬入割95%ということは、要はごみを減量すりゃ少なくなるってことですね、95%ですから。例えば塩尻の場合は有料できちんとごみの減量をずっと進めているんだけど、もっと言うなら松本は有料じゃないもんだから、その割合ってものはですね、やっぱり思ったより塩尻のごみが少ないというふうな形になりはしないかなと思うんだけど、それにこしたことはないけども、いかがですかね。

生活環境課長 この負担でいきますと、確かに搬入量はすべてごみの量で割っていくのが基本になっておりますので、建設費の負担金につきましても、管理運営費の負担につきましても、塩尻のようにごみの減量が非常にいい場合には、この負担は非常に下がってきます。ですから私どもも地区説明会に行った時には、分別及び適正な分け方をして出していただきたいということで進めて行けば、なおかつ下がってくるというふうに思います。以上です。

五味東條委員 その辺の説明もね、ごみ説明会を各地で行う時に、こうやって搬入量が95%だよと。だからごみが少なけりゃ、それなりに塩尻の負担も少なくなるんだよということをね、ちょっと強く説明してもらいたいと思います。お願いしたいと思います。

生活環境課長 これから1月、2月説明会ありますが、そのように説明していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

柴田博委員 今のと関連しますけど、これまでの松本市の分別方法というのは、塩尻市とどっか違うようなところっていうのは、大きく違うようなところはあるんでしょうか。

生活環境課長 分別方法については、基本的にはそう変わっておりません。やはり住民の方の意識と徹底の違いがあるわけですが、分別については容リプラもやっておりますし、そういう面では大きな違いはございません。

柴田博委員 燃やすものとして焼却施設に持ち込めるごみの種類は同じと考えていいわけですか。

生活環境課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかに。

牧野直樹委員 プロパーの職員の身分保障っていうのはどうなってくるんですか。

人事課長 現在4名の職員がおります。このうち1人が退職希望をしておりますして、残りの3名につきまして先日選考という形で試験を実施しております。結果、合格ということで4月1日から市職員ということで採用する予定でございます。以上でございます。

牧野直樹委員 塩尻市の職員になるってことだね。

人事課長 そうでございます。

牧野直樹委員 3人だけですか。

人事課長 そうでございます。

委員長 いいですか。ほかにいかがですか。ありませんか。よろしいですか。

では、議案第12号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。議案第12号も原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第14号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

委員長 議案第14号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中の当委員会に付託された部分についてを議題といたします。説明を求めます。

人事課長 それでは歳出からでよろしいでしょうか。それでは20ページをお願いいたします。20ページ以降の歳出全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして、まず一括して御説明申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は省略させていただきますので、御了解をお願いしたいと思います。

人件費につきましては、今年度の人事院勧告に準じた改定を行いまして、御案内のとおり月例給の引き下げに

よりまして、給与全体を通しまして減額補正となっております。これに本年度の人事異動に伴いました内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきまして、職員給与費、嘱託員報酬費等の人件費の補正をお願いするものであります。なお給与費にかかります市町村職員共済組合負担金及び嘱託員等の社会保険料につきましては、当初予算編成時よりも負担金率又は保険料率がそれぞれ改定しているため、基本的な増額補正をお願いしてあります。全体を通しましての人件費関係につきましては以上でございます。

議事事務局次長 それでは引き続き19、20ページをお願いいたします。まず1款議会費のほうをごらんをいただきたいと思います。説明欄で説明させていただきませんが、上から2つ目の白丸、議会活動費、印刷製本費で48万9,000円の補正増をお願いをいたしたいものでございます。内容でございますが、議会だより5月臨時号の発行と、それから4年に1遍発行しております議会要覧の発行に伴う費用でございます。以上です。

人事課長 それでは2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の白丸、委員等報酬の2番目の黒丸、特別職報酬等審議会委員報酬16万1,000円でございます。これにつきましては、審議会開催に伴います委員報酬8名分の3回分の報酬でございますのでお願いいたします。一番下の黒ポツ、費用弁償につきましては、この委員会開催に伴うもので、9,000円をお願いしてございます。

一番下の白丸、職員支援事務諸経費でございますけれども、普通旅費32万2,000円でございます。これにつきましては、東日本大震災に対する派遣職員に対する旅費で、6月補正以降のもので6名分でございます。次の黒ポツ、職員採用試験事務委託料、減額の25万1,000円でございますが、これは事業費の確定に伴うものでございます。以上でございます。

財政課長 次の21、22ページをお願いいたします。5目財産管理費中、福祉基金元金積立金9,500万円につきましては、東京都中央区銀座の土地建物の売払収入を福祉基金に積み立てるものでございます。以上でございます。

情報推進課長 次、7目の情報開発費です。塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業の営繕修繕料を補正するものでございます。この科目におきまして光ケーブルの支障移転費をみておりまして、上半期におきまして大きな支障移転が2カ所あったため、12月以降の移転費が不足するために補正をお願いするものでございます。上半期で大きな支障移転としまして、檜川の桃岡橋の道路改良に伴う関係で光ケーブルの大幅なルート変更があったのが1カ所、もう1カ所は高出で、長野自動車道の西側のほうに変電所ができた関係がありまして、中電のほうで強度の高い電柱に立てかえるという中で、光ケーブルの移設が発生したという関係がございまして、補正をお願いするものでございます。以上です。

くらしの相談室長 続きまして10目生活支援対策費中、生活支援活動費ですけれども、シチズンサポーター社会保険料、率の改定によるものでありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

秘書広報課長 その下15目でございますが、国際交流推進費、国際交流員社会保険料でございます。国際交流員の社会保険料につきましては、保険料率の変更に伴い補正をお願いするものでございます。以上でございます。

選挙管理委員会事務局長 続きまして23、24ページをお願いしたいと思います。4項選挙費5目財産区議会議員選挙費につきましてお願いします。宗賀及び北小野財産区議会議員の任期満了に伴い、投票日を8月8日として告示をした結果、宗賀は7人、北小野は10人の定数と同数の立候補者でありましたので無投票ということとございました。したがって、事業費の確定に伴い、必要額を減額するものでありますのでお願いします。

以上です。

健康づくり課長 それでは4款の衛生費に移らせていただきますが、35、36ページをお開きいただきたいと思います。36ページの説明欄で御説明申し上げます。上から2つ目の白丸、保健衛生繰出金、国民健康保険榑川診療所事業特別会計繰出金でございますが、後ほど特別会計のほうで御説明申し上げますけれども、人勤に伴います人件費の補正に伴いまして、繰出金の減額をするものでございます。

その下の白丸、予防対策事務諸経費の関係でございます。最初の黒ポツ、消耗品の関係につきましては、これはワクチン代の補正をお願いするものでございますが、日本脳炎のワクチンが主なものになります。日本脳炎の予防接種につきましては、平成17年から平成22年度まで5年間、国の指導によりましてワクチンの安全性等を確認してきた関係で、5年間接種を見合わせていた時期がございます。今年度に入りまして、法改正等によりまして日本脳炎のワクチン接種が再開されたこともありましてですね、先ほど申し上げました5年間未接種の方がいらっしゃるわけですけれども、この未接種者救済のための対象年齢が拡大されました。それに伴いましてワクチン需用が増加いたしましたので、今回消耗品費の補正をお願いするものでございます。

それから真ん中の黒ポツ、個別接種医師委託料、これの関係につきましては、子宮頸がんワクチンの接種委託料が中心になりますけれども、子宮頸がんワクチン等につきまして、昨年度末、この2月から接種助成を補正等をお願いしたわけですけれども、子宮頸がんワクチンその後、2月末から一部ワクチンが、一部と言いますかワクチンが不足してしまいまして、その対象年齢でありました高校1年生、つまり今年度高校2年生まで補助対象期間を延長されました。その関係でワクチンの接種対象者の増加にあわせまして、このワクチンの接種、非常に反響が大きくてですね、予定しておりました接種者よりもかなり接種者が大幅に増加いたしました。それに伴いまして子宮頸がんワクチンの医師への委託料を今回補正をお願いするものでございます。

それから3番目の黒ポツ、放射性物質予防対策委託料、これの関係につきましては、本会議等でも御答弁申し上げますが、安定ヨウ素剤の関係の補正をお願いするものでございます。いろいろな想定をする中で市民の安全安心を確保したいということで、安定ヨウ素剤を購入、保管してまいりたいという内容でございますが、40歳未満2万9,000人を対象といたしまして、安定ヨウ素剤を購入、備蓄したいということで、委託につきましては、松本薬剤師会のほうに委託をお願いするものでございまして、委託の内容といたしましては購入、それから保管、それと安定ヨウ素剤、いわゆる粉薬、それから粒のものがありまして、特に小さいお子さん方につきましては粒で飲ませるといふわけにまいりませんので、粉薬を与えるような形になります。その場合に粉薬の予定量を年齢によりまして量を調節する必要が出てまいります。その関係のいわゆる分包作業も委託してまいりたいということで、そんな内容を委託してまいりたいということでありまして、委託料の補正をお願いするものでございます。

生活環境課長 続きまして、次の37、38ページをお願いしたいと思います。環境保全費でございますが、地球環境保全事業の中の新エネルギー導入普及事業補助金でございますが、太陽光発電につきましては50件分、それからペレットストーブ1件分の補正、合計675万円をお願いするものでございます。

消防防災課長 49、50ページをお願いいたします。9款消防費でございます。2目の非常備消防費でございますが、上から2つ目の白丸、消防団諸経費といたしまして、消耗品50万円でございますが、これにつきましては、携帯用の投光機を本団、分団、それから各部3つほど整備をするものでございます。その財源といたし

ましては、消防団員安全装備品整備等助成金で手当されるものでございます。

それからその下の消防負担金、これにつきましては、9月の協議会の折に御報告をさせていただきましたが、東日本大震災にかかわります消防団員等公務災害補償等への対応ということで、この大震災におきまして現職の消防団員が250名余の方が殉職をされまして、通常の掛け金1,900円が、今年度に限って2万4,700円に引き上げになったことに伴う関係でございまして、引き上げ額2万2,800円の消防団員900人分でございます。総額2,052万円を補正計上させていただいたものであります。なお、財源につきましては、国の特別交付税で既に措置をされております。よろしく申し上げます。

財政課長 続きまして歳入、お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。11、12ページをお願ひいたします。地方交付税中、普通交付税につきましては、今回不足する財源の1億4,834万4,000円分を充当するものでございます。

次の分担金及び負担金中、木曽漆器修復工房改修工事費負担金242万5,000円につきましては、改修工事費の2分の1を木曽漆器工業協同組合が負担をするものでございます。

国庫支出金中、自立支援給付費負担金8,172万9,000円につきましては、障害福祉サービス給付費の国の負担分でございます。負担率は2分の1でございます。その下の障害者医療費負担金530万8,000円につきましては、厚生医療給付費の国の負担分でございます。負担率は同じく2分の1でございます。この2つの国庫負担金にかかわる県の負担金が14ページにございますので、こちらをごらんいただきたいと思いますと思いますが、一番上にございます障害者自立支援給付費等負担金4,351万8,000円でございます。県の負担率は4分の1になります。

12ページのほうにお戻りをいただきまして、子ども手当負担金のマイナス2億4,135万7,000円につきましては、子ども手当の支給金額が特別措置法に基づき変更となったことに伴い、減額をするものでございます。

次の生活保護費負担金1,200万円とその下の中国残留邦人生活支援給付費負担金450万円につきましては、生活保護世帯がふえたことに伴いまして、給付費の増額補正に伴うもので、この国の負担率は4分の3でございます。

地域介護・福祉空間整備等交付金3,000万円につきましては、介護付有料老人ホームの施設整備に対する国庫補助金でございます。

次の社会資本整備総合交付金(道路)のマイナス2,290万円につきましては、吉田原通線等の交付金額の確定に伴いまして減額をするものでございます。この関連で18ページのほうをごらんいただきたいと思いますと思いますが、市債でございまして、一番上にございます公共事業等債(道路)このマイナス1,700万円につきましても、ただいまの吉田原通線等の交付金の確定に伴いまして、市債につきましても減額をするものでございます。

14ページのほうにお戻りをいただきまして、一番上の障害者自立支援は先ほどの4分の1の負担の説明でございます。2つ目の安心子ども基金事業補助金(子ども手当システム改修)504万円につきましては、子ども手当の支給金額が特別措置法に基づき変更となったことに伴うシステム改修費に対する100%の補助になります。その下の(木製遊具)472万5,000円につきましては、こども広場の木製遊具の補充整備に対する100%補助でございます。

その下の森のエネルギー推進事業補助金10万円につきましては、ペレットストーブ導入に対する補助金でございまして、いわゆる県から市を通して申請者に補助するトンネル補助1件の補正をさせていただきます。

子宮頸がん等ワクチン接種促進事業補助金につきましては、先ほど歳出のほうで説明がございましたが、接種希望者の増によりまして1,689万1,000円を補正するものでございます。

中山間地域等直接支払交付金109万6,000円につきましては、協定集落が1集落増加になりましたことに伴いまして補正をするものでございます。野生鳥獣総合管理対策事業補助金6万円につきましては、有害鳥獣駆除に携わる銃の免許取得に対する4人分の補助金を補正するものでございまして、補助率は2分の1でございます。

農業施設災害復旧事業補助金38万円につきましては、護岸基礎コンクリート復旧工事に対する補助金で補助率は65%でございます。

民生児童委員活動費交付金1万6,000円につきましては、この交付金の単価改正に伴いまして増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。財産収入中、市有地売払収入1億300万円につきましては、このうちの9,500万円が銀座の土地建物の売払収入でございまして、残りの800万円につきましては、認定外道路等の売り払いによる収入を補正するものでございます。

繰入金中、財産区議会議員選挙費繰入金マイナス491万3,000円につきましては、先ほど説明がございました無投票によりまして減額をするものでございます。

次に諸収入でございますが、土地開発公社貸付金元金収入1,355万円は、貸付金の返還金でございます。

農業者年金受託手数料4万3,000円につきましては、額の確定によりまして補正をするものでございます。

前年度勤労者福祉サービスセンター運営補助金返還金7万2,000円につきましては、同センターの前年度の事業費確定による返還金でございます。

保証料補給金返還金300万円につきましては、中小企業融資斡旋保証料補給金の返還金でございます。

消防団員安全装備品整備等助成金50万円につきましては、先ほど消防のほうで説明がございました装備品に対しまして、消防団員等公務災害補償等共済基金に申請していた助成金が交付決定となったために補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。市債は、公共事業等債は先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

災害復旧事業債につきましては、8月末及び9月の豪雨による災害復旧事業に対する市債をそれぞれ補正するものでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。一番上の広丘駅東口駐車場用地取得事業につきましては、この用地を後年度、要は平成24年度以降に駐車場として整備する時点で国庫補助事業で対応するため、その間、先行取得に対して債務負担行為を設定するものでございます。

次の給食調理業務委託につきましては、いずれも保育園でございますが、平成24年度につきましては、日の出保育園、広丘西保育園、広丘南保育園、檜川保育園、これにつきましては更新時期がまいりまして更新するものでございます。吉田原保育園につきましては新たに業務委託をいたしますが、来年度4月から実施するための準備期間が必要となるため、入札、契約行為を事前に行うため、債務負担行為を設定をさせていただくものでござ

ざいます。

次のページをお願いいたします。第3表地方債補正でございますが、先ほど歳入のところの説明させていただいた市債の内容のとおり、それぞれの限度額の変更をするものでございます。以上でございます。

委員長 それで委員会の説明は終わりましたね。では、約10分間休憩いたします。午前11時20分から再開したいと思いますので、それまで休憩とします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

委員長 それでは休憩を解いて再開いたします。議案第14号の説明を受けました。委員の皆さんから質問、御意見ありましたらお願いいたします。

丸山寿子委員 22ページですが、2つ目の丸の塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業の営繕修繕料ですが、これは例えば中電のほうの関係の変電所の関係に伴うもの、もう1点榑川のほうでありましたけれど、こういった場合は市のほうでも負担するわけなんでしょうか。市にかかわる部分でのということなのか、その辺もう少し詳しく教えてください。

情報推進課長 電柱に光ケーブルが乗っているんですけども、その電柱が道路拡張とかで移設された場合に、その光ケーブルを。

副市長 市の光ファイバーって言わなきゃわからないんだよ。

情報推進課長 済みません、市設で引いてあります市の光ファイバーを移設しなきゃいけないために移設する費用でございまして。

丸山寿子委員 市のものだと、そうなんです、何ですかね、原因がほかに、例えば中電の事情によるものなのに市のほうで出すのかっていうことですけど。

委員長 どうですか、課長。

情報推進課長 市が借りているものですから、それを移設しなきゃいけないっていうことになります。

丸山寿子委員 わかりました。

委員長 いいですか。

丸山寿子委員 済みません、じゃ、次にお聞きしたいんですが、その下の消費生活対策費のところですけど、関連してお聞きしたいんですが、前回オレオレ詐欺というような言葉とかで、市のほうでも努力して被害に遭わないように努力していただいているという答弁をいただいておりますけれども、例えば、今若い人たちのほうでもですね、例えばカード会社とかの債務とか、そういったとこでいろいろちょっとトラブルと言いますが、発生しているってというような状況も聞くんですけど、そういった相談ってというのは、今、市のほうには相談件数ってというのはあるのかどうか。

くらしの相談室長 出会い系サイトから普通の情報をインターネットで見ながらいくと、それがクリックしているうちに出会い系サイトにつながってしまって、高額な料金請求があるという相談はたまにあります。それに付きましてはですね、一応難しい件については松本の消費生活センターのほうにお願いして、そこら辺対応していただいているんですけど、自分の責任においてクリックしていくうちにうちに入って行くものはよろしいんですけど

も、やはり今、巧妙になっておりまして、普通の動画サイトからもそちらのほうに入ってしまうっていうのが、若者の一番の被害の原因かなというように思っておりますので、そこら辺PRしながらですね、市のホームページにも一応アップさせていただいて、そこら辺見れるようにしてありますので、そういう状況で私どもも対策を考えておりますのでよろしくをお願いします。

丸山寿子委員 昨日、テレビ等でもそのような点を報道してまして、本人の認識の甘いところもある場合もあるようですけれども、やはり今の答弁のように非常に巧妙であるっていうようなことから、その辺のことをまたPRしていただきたいと思います。また多重債務の対策でなされたことが、また今度それをさらに新手のやり方で、何ですかね、契約した会社、ローンを組んだ、契約した会社なんかが変更して、本人がうっかりしている間についてというような、ちょっと話も聞いたりするんですけど、若い人はなかなか相談に行きにくいっていうところがあるかと思うんですが、広報等を通じてですね、家族のだれかが見たりして注意を促すっていうような、そういったこともまたぜひやっていただきたいと思うんですけど、その辺どうでしょう。

くらしの相談室長 なるべくですね、やはり若向きの分につきましては、ホームページが一番見ていただいているものですから、そこら辺を重点的に一番最新情報をアップさせていただいて被害防止を図りたいと思っております。広報につきましては、まだ紙面の関係もありまして、そこらまだ辺調整しながらですね、出せる分については出していききたいなと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

金田興一委員 36ページの関連ですけれども、ここで安定ヨウ素剤39万5,000円ってあるんですが、そのほかに放射能測定器だとか、いわゆる福島第一原発関連で、本来必要でないものが原発関連の関係で必要になった経費がほかにもあるのかどうなのか、そういうのが1点。

それからもう1点は、先般軽井沢町が東電に損害賠償をしたというようなニュースがあったわけですが、国の方針が決まらないからというような回答のようなんですけれども、塩尻市としてこういう形での損害賠償みたいなものを考えておられるかどうか、この2点についてお聞きします。

委員長 答弁を。

金田興一委員 難しくてだめかい。いわゆる放射線の今度の関係で、今塩尻市が現在までに支出してる金額、あるいは見込まれる金額があれば含めてどのくらいかかるのか、そしてその金額について東電に賠償請求するよな、そういう考えがあるのかどうなのかということです。

財政課長 国のほうから特別交付税の調査です、ある程度調査したものがあると思いますので、ちょっと後ほど御答弁、対象金額については御答弁、後ほどさせていただきたいと思います。

委員長 金田委員、後でいいですか。

金田興一委員 はい。後で、それじゃ。

柴田博委員 同じ今の予防対策事務諸経費の関係で消耗品のところなんですけれども、インフルエンザのワクチンっていうのはなかったんで、直接これと関係があるかどうかわからないんですけども、今お年寄りのワクチン接種の関係で、ワクチンが足りなくて、お願いしますって来ても断っているような病院もあるっていうふうに聞いているんですけど、実際そんなような状況になっているのかどうかということと、もしそうなっているのであれば、どうしてそんなふうになってしまったのか、その辺の説明をお願いします。

健康づくり課長 この個別接種医師委託料につきましては、いろんな予防接種のものが含まれているものです

から、何がどのくらい不足してて、何がどのくらい足りないから補正をお願いしよっていうふうな、その辺ちょっと、ならしてみれば大体当初予算でいけるのかなってところがあったんですけども、先ほど説明申し上げましたとおり、子宮頸がんワクチンにつきましては、ちょっとこれ極端に足りないっていうふうな状況が認められましたんで、金額的にはこの内容でお願いいたしました。

高齢者インフルエンザワクチンにつきましてははですね、11月から接種を始めておりますけれども、今年度、接種が始まります直前の段階におきましてですね、ちょっと細かな話になりますけれども、ワクチンの購入ルートが普通ですと4ルートあったんですけども、ことしに限ってはそのうちの1ルートがですね、ちょっとワクチンの中身の問題がありまして、その製造元から提供を自粛したというケースがございまして、残りの3ルートでワクチン確保を目指したわけですけども、さすがに4分の1のウエートってのは高いもんですから、なかなか全国的なシェアの中でワクチンが全国的に不足するというふうな状況がございました。実際私どもの情報の中ではですね、12月に入ったくらいから、医療機関によりましてワクチンが不足しているというふうな問い合わせ等が数件ございまして、先ほど申し上げました4ルートのうち1ルートが、見合わせていた1ルートも12月に入りまして提供可能になったというふうな状況がございまして、昨年度までの4ルートのワクチン供給の確保ができたことに伴いまして、今まで不足していた部分にもその残りの1ルートからワクチン提供ができるというふうな状況になりまして、全体的にワクチンの供給はここに来て足りないという状況にはなっておりません。ただ、先ほど申し上げましたように一時期不足していたというふうな時点ですでね、実際不足している医療機関に行った時に、ちょっと足りないからというふうなことで断られたというふうなケースは何件か聞いておりまして、その点につきましては十分間に合ってきているからということで、医療機関等を通じまして、今PRしながら現在のところは不足している状況にはないっていうふうに把握しております。

柴田博委員 それで、その関係ですすね、お年寄りの分のワクチンとそれ以外に一般の人が打ちたい場合のワクチンは別々で、お年寄りの分はないけど一般の分はあるんだけど、お年寄りの分には使えないっていうふうに聞いたんだけど、実際にそんなふうになっているわけですか。

健康づくり課長 担当の係長のほうから。

保健予防係長 ワクチンそのものは高齢者も一般の方も同じものを使っているんですが、市で入札をかけている関係で、その薬品メーカーを卸した卸さんでないと高齢者のワクチンは使えないっていう状況になっておりますので、別の卸さんからの薬は使えないっていうことだったものでして。

柴田博委員 実際にはそういうことがあったってことですね。ワクチンはあるけど、お年寄りには使えないっていう、そういう状況があったっていいことだと思います。

保健予防係長 多分それはあったと思います。

柴田博委員 それはやはり何とかしなきゃいけないとは思いますが、ほかの市町村では、そういう場合でも同じように使えたってところもあるっていうふうに聞いてますので、その辺はぜひ改善していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

健康づくり課長 ことしのようにちょっとワクチンが不足して打てないという状況はですね、ちょっと当初予測してなかった部分もございまして。例年ですとこういうケースはなかったもんですから、そんなところでちょっと例年にない状況、対応を迫られたっていうふうなこともございまして、ことし、そういった状況も再度確認

いたしまして、また来年度以降、そういった場合もですね、対応できるように改善してまいりたいと考えております。

委員長 実態把握をぜひ、しっかりやってください。ほかにありますか。

丸山寿子委員 同じところですけど、消耗品費のところ、先ほどの説明で日本脳炎、平成17年から5年間接種見合わせっていうことだったわけですけど、また再開するについてはですね、日本脳炎の発生が多いというような状況だとか、そういった理由で再開になったのか、その状況等わかりましたらお願いします。

健康づくり課長 これはあくまでも国の指示に従いまして、私ども法定の接種等、そういうような形で進めているわけですけども、平成17年当時ですね、新しいワクチンに切りかえる時点かなんかで、そのワクチンの安全性が十分OKだよというふうな状況ではなくて、少し安全性等の確認をするということで、国から一たん、いわゆる積極的な勧奨を差し控えるというふうな形の指示が出ておりました。その指示の解除になったのが、ことしに入ってからというふうなことだもんですから、先ほど申し上げましたように5年間積極的に勧奨してなかった年代につきまして、もとに戻したというふうなところで、当然、適期の接種年齢っていうのがあるんですけども、その5年間の方たちにつきましては、その適期の年齢から外れちゃっていますので、だからその方々も対象にした関係で接種って言いますか、ワクチンが足りなくなったっていうふうな状況がございます。ただ個人によりましては、私ども行政といたしまして積極的勧奨を差し控えていたというふうなことでありますので、個人の方で個別に接種されていた方はいらっしゃるかとは思いますが。

丸山寿子委員 あわせてまたちょっとお聞きしたいんですが、先ほど子宮頸がんのほうの関係の説明がありましたけれど、適期ということで麻しん、風しんの予防接種がまず導入されて、今年度は状況はどうか。

健康づくり課長 係長のほうから御答弁申し上げます。

保健予防係長 今年度の麻しんの排除計画も4年目に入りますので、昨年度と同じように新勧奨しまして実施しておりますが、ちょっとまだパーセンテージまでは出しておりません。ただ受診率につきましては、昨年より少し多くなってきているかなという感触があります。

委員長 いいですか。ほかに。

副委員長 収入の12ページですけども、本会議の中でも出たかと思いますが、生活保護費の負担金、4分の3は国負担ということですが、4分の1は市負担なのかどうかと。どのくらいふえたのかどうか。

それからもう1つ、下の中国残留邦人の関係は塩尻市は何人くらいいて、この負担の、市は負担割合はないと思うんだけど、ちょっとお聞きしたいと思います。

財政課長 まず生活保護の関係でございますが、9月同期で比較いたしますと、平成23年9月末現在で253世帯でございます。平成22年9月、1年前の9月で241世帯でございますので、12世帯が増加をしているということでございます。

あと中国残留邦人の関係については、現在5世帯ということで聞いております。この違いを若干説明させていただきますと、中国残留邦人の方ももともとは生活保護世帯で対応していたわけでございますが、平成20年度から中国残留邦人にかかわる法律が新たに適用されることとなったために、今まで生活保護法で適用していた方が、この新しい法律によってこちらのほうに移行されたということで、具体的には手当する内容はほぼ同じと聞いております。ただ医療が優先されるとかですね、年金の関係がその分、中国残留邦人の方は優遇されるという

ような部分が若干有利になったというふう聞いております。残り4分の1につきましては、普通交付税で措置されております。市負担の4分の1については、交付税措置をされています。以上でございます。

副委員長 中国人の部分というのは、市負担分はゼロっていう理解でいいかい。

財政課長 同じく4分の1負担でございます。

委員長 ほかにいかがですか。ありませんか。

それでは、議案第14号平成23年度塩尻市一般会計補正予算のうち当委員会に付託されました部分について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。議案第14号は。

財政課長 申し訳ございません。先ほど金田委員のほうから放射線の関係の経費、今までどのくらいかかっているかということでございます。現金で支出している分が281万8,000円、現物支給、家賃、市のほうでみてる分が36万7,000円でございます。信用保証補給金、災害者の信用保証ということで補給金として1,482万円を支出しているということで、一応、各課等を集計した中では、これだけの支出ということであるとしております。

委員長 わかった、いいですか。

金田興一委員 それで、かかった金はどんどん出すだけで、東電に対しては、そういう請求権っていうものは放棄をしていくんですかね。

市民環境事業部長 まだ国の基準等がはっきりしていませんので、それからまた検討というか、ことになっております。決まったら。

金田興一委員 国の基準が決まったら対応を考えるということね。それならわかりました。いいです。

委員長 いいですか。

それでは、議案第14号ですが、原案のとおり可決すべきものと決めます。

では次に進みます。

議案第17号 平成23年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 議案第17号平成23年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 それでは別冊の議案第17号をお願いしたいと思います。平成23年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)でございます。1ページの第1条にございまして、今回お願いいたします13万3,000円を歳入歳出それぞれ減額いたしまして、総額を9,714万9,000円とするものでございます。歳入歳出それぞれ内容につきましては、歳入が7、8ページ、それから歳出が9、10ページでございます。9、10ページの歳出につきましては、人勤に伴います人件費、給与費等の補正でございまして、こちらがトータルいたしまして13万3,000円の減額となることに伴いまして、その前のページ、7、8ページの歳入のほうで一般会計からの繰入金、これを13万3,000円減といたしまして、歳入歳出がプラマイゼロっていうふうな形で、今回補正をお願いするものであります。以上です。

委員長 委員の皆さんから質問、御意見、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ありませんか。なしと認めます。では、議案第17号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 なしと認めます。議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議会第1号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

委員長 議会第1号を議題といたします。議会第1号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書を議題といたします。

本日は提出者の山口恵子議員にもお見えいただいておりますので、少し簡単に説明をいただければと思います。

意見書提出議員 それでは提案理由でも申し上げさせていただきましたとおり、このたびの東日本大震災におきまして、特に災害備蓄品でありますとか、避難所運営にかかわる問題で、女性ならではの視点が非常に大事だということが明らかになりました。しかし、現実には防災会議のメンバーに女性が含まれていないということが、国を初め全国的に非常にそういう状況がはっきりしましたので、このたび意見書を国に提出していただきたいと思っております。全議員の御賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ありがとうございました。委員の皆さんから質問、御意見、お出しいただきますよう、どうぞ。

丸山寿子委員 賛成者として一緒に提出をしていますので、委員としても発言させていただきたいと思っております。今、山口議員のほうから御説明がありました。阪神の震災、また今回の東日本の震災を受けまして、全国的に女性の意見が必要であるということで、いろんな部分でシンポジウム等を開いて勉強会も開いたり、意見を申し上げたりとかしているような状況の中で、やはり個人差はありますけれども女性がいて細かい点です、子供のことであるとか、高齢者のことであるとか、障害者のこと、それぞれの分野においてその視点があって、復旧、復興、あるいは計画の段階からかわらなければということで、全国的にもいろいろな機会を設けて提案をしているところであります。本市は、本市の判断で市の裁量というか、市長の裁量ということで枠をというような御答弁もありましたけれども、やはり日本全国的に全体が改正されまして、女性の登用率の割合ですとか、いろいろ法の改正等をしていただくことで、よりよい計画になっていくと思われまますので、ぜひその旨を、意見書を上げていただきたく賛同をお願いをしたいと思っております。

委員長 御質問、御意見ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ありませんか。

それでは、この議会第1号について原案のとおり意見書を提出するということで、認めるということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ありませんか。では異議なしと認め、意見書を提出することにいたします。政府及び関係行政庁がど

こであるかとか、その文案については、委員長に御一任をいただくということによろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、そのようにさせていただきます。議会第1号は、原案のとおり可決すべきものということに決しました。

それでは、以上で付託案件の審査は終了いたします。

陳情12月第1号 最低制限価格の設定に関する陳情

委員長 次に陳情2件ございますが、陳情12月第1号を議題といたします。陳情については事前に文書表が配付されておりますので、改めて朗読したり、説明することをいたしません、よろしいですか。

それでは陳情12月第1号を議題といたします。質問、御意見ありましたらお出してください。現状はどうでしょうか。

五味東條委員 他市町村はどんなですか。出てるんですか。

委員長 それでは塩尻市の現状はどうなっているかっていう説明を求めたいが、だれがしてくれるかな。

財政課長 最低制限価格の設定に関する陳情でよろしい。

委員長 そうです、そうです。最低制限価格の設定に関する陳情。

財政課長 塩尻市の現状でございますが、これは公共建築物の設計工事ということでございますので、工事ではございません。設計にかかわるものの陳情でございます、本市におきましては、この建設工事に伴う設計・工事監理業務に関しましては、最低制限価格は設けておりません。ただし、入札の最低金額が予定価格の、一応内規、外には公表しておりませんが、50%未満となった場合につきましては、入札時に落札者を決定せずに落札候補者として保留をいたしまして、その低入札価格調査、落札候補者の設計書を調査をいたしまして、最終的に審査会のほうで判断をいたしまして、後日その落札候補者が適当であるかどうかというのを決定していくというようなシステムになっております。

あと県内19市の状況でございます。これは、一応当市でちょっと調べたものではなくて、調査が近隣の市からございましたので、その調査結果を一応いただいたものでございますので、口頭で申し上げますので御了承いただきたいと思います。最低制限価格制度を既に導入している市は9市でございます。本市のように低入札価格調査制度を導入しているのは、本市を含めて2市でございます。最低制限価格と今の低入札価格調査制度の両方を持っている市が3市でございます。いずれの低入札調査制度も最低制限価格制度も導入していない市は5市という状況でございます。あとですね、要は最低制限価格制度だけ有してる市が9市、2つとも有してる市が3市、要は合せて12市が導入しているわけでございますが、その12市のうち予定価格の80から90%の範囲で決めている市は1市だけでございます。80から85%の間で設定している市が1市でございます。予定価格の80%未満で設定している市が7市でございます。あと3市については非公表という形になっておりますので、ちょっと何パーセントでやっているかはお答えいただいております。そんなことで、どこの市が80から90%というのもちょっと非公表という市の扱いもございまして、該当する市についてはちょっとお答えできませんので、よろしく申し上げます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ということですが。

柴田博委員 塩尻市としては今後どういう方向にもっていきたいというような、そういう考えがあれば。

財政課長 こういった陳情、建設工事につきましては最低制限価格でやっております。他市の状況について9市が導入しているという中で必要性があればと思うんですが、ただですね、実質的に、例えば平成22年度で建築関係の設計は9件ございまして、予定価格に対する落札率は平均で95.39%でございます。平成23年度建築に関しては3件ございまして、平均落札率が98.6%ということで、極端に最低制限価格を設けるほどの低価格競争にない状況でございます。県がこの陳情書でやっているっていうのは、恐らく田中県政時代にですね、過当競争がすごくあって、やむを得ずこれを導入したというようなことをお聞きしておりますので、現状の中で必要かっていうとどうなのかなということでございます。県は工事と同様に入札した者によって変動する変動制の最低制限価格を80から85%で多分設けていると思われませんが、例えば固定で85%というようなふうに、80なり85%でやった場合には、工事の時に87%ですぐ逆算すれば予定価格が判明してしまうっていうような、要はあらぬ疑いもこちらに出て来る可能性もあるとすればですね、固定でちょっと決めるといのは難しいことがあります。御要望の85%ってやっているのは1市だけでございますので、そういった面でも、そうは言っても、設計につきましてはある程度市のほうから基礎単価とか、設計概要的なものが出ますので、ある程度普通の工事よりは情報提供量が多いですから、そういった部分である程度低くはならざるを得ないかなというような部分で、御要望の85%にお答えできるかどうかっていうのは、まだ調査が必要でございますし、今時期的に必要かどうかって言いますと、先ほどの落札率の平均からいくと塩尻市においてどうかなっていうような感想を持っております。

委員長 ほかにありますか、質問。どうですか。ありませんか。という今の説明を受けて、ではどのように対処したらよろしいか御意見をお出しください。

五味東條委員 今の説明を受けりゃ、極端なことを言やあ、いらぬじゃないですか。この陳情の文章のね、例えば、逆にこれを85%程度に設定した場合にね、両方とも面倒になりやしないかと思うんだけど。

委員長 現実に必要性がないのではないかという御意見ですし、ほかの皆さんいかがですか。ほかの御意見はありませんか。

柴田博委員 意見っていうか、扱いの仕方ですけれども、特に言われている、陳情されている中身を、いや、そんな必要ありませんということもないし、それから現状からいけば、あまりすぐこれをやるという必要性もあまり感じないんで、こういう陳情有りましたということで受け取ったという、そういう扱いができるなら、そういう扱いにしてみたらどうかなと思います。

委員長 聞きおくというような感じですね。聞きおくか、もうちょっといくと趣旨採択みたいなね、あたりだと思うんだけど、ちょっと事務局の意見を。塩尻市では聞きおくっていうのは、どういうことかな。

議会事務局次長 他市においてはですね、聞きおくっていう扱いは、例えば松本市はやられております。ただ、うちの場合は、聞きおくということをやったことはなくて、趣旨採択とかですね、そういう一部採択とか、そういう表現での決定をされている例はございます。以上です。

柴田博委員 今後もう少し研究して、必要であればそういう設定も市のほうに要望していこうということで、趣旨採択ということにいけばどうかと思います。

委員長 ほかにありますか、御意見、考え方。では、今、趣旨採択という意見がありましたが、これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、そのようにしたいと思います。陳情12月第1号については、趣旨採択といたします。次に進みます。

陳情12月第2号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情

委員長 陳情12月第2号を議題といたします。件名は国土交通省告示第15号の履行に関する陳情ということとであります。これもお配りしてあるとおりですので説明は省きまして、委員の皆さんからの質問、御意見を願います。

柴田博委員 行政のほうで説明できるなら、説明してもらいたい。

委員長 じゃ、その御質問ね、今、柴田委員から説明を求められておりますので、これについても現状、塩尻市はどうなっているか。それからもしあれば、対応の仕方、考え方もお示してください。だれがやってくれますか、課長ね。

財政課長 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情ということで、陳情の内容を要約させていただくと、公共建築物の設計・監理業務の発注にあたっては、国の告示で新しい計算方法ができたので、そちらでやってくださいよという内容でございます。旧来ですと、慣例的に依頼度というものがございまして、特にこの規定を見直して削除してほしいという内容でございます。まず、その依頼度について御説明をさせていただきますが、依頼度、依頼率とも言っておりますが、発注者が業務を履行するにあたって、有利な資料を受注者、要は市のほうから提供し、かつその内容に精通した発注者側の職員が受注者に対して適切な指示を行うなど、発注者が業務の一部を、要は分担する場合は、その委託料の積算において設計業務人数・日数というところがあるんですが、その割落としをある程度できるというふうに認められていたものでございます。告示第15号において、この要は割落としを認める依頼度という考え方がなくなったものですから、こちらの陳情で特にそれをなくして15号でやってほしいという内容でございます。

塩尻市の対応でございますが、平成23年度までは日の計算方式を予算編成方針の資料においてもお示しをして、職員で設計をする場合にはこれに大体乗って計算してくださいねという例を出しておりましたが、告示15号が出ましたので、平成24年度の予算編成方針資料ではですね、この新たな告示第15号による業務報酬基準に基づいて算出してくださいよということで全職員に示してございますので、平成24年度の予算からは一応その依頼率という考え方はなくなって、15号を基本的に算出するという方向でなるということで改正的な対応をしておるところでございます。以上でございます。

委員長 確認ですが、平成23年度までは依頼度っていうのはあった。塩尻市でも依頼率っていうのは入れていたっていうことですね。平成24年度からは、15号に従ってあわせてやっていくと、こういうことですか。既にそうなるっていうことですか。

財政課長 平成23年度予算で計上したのものについては、依頼度があるものがございますが、平成24年度については、予算編成方針で15号で計算しろということで指示してございますので、それに基づいた予算で一応計上される予定でございます。

委員長 わかりました。では、どのように対応いたしましょうか。

柴田博委員 既にやっていますって。

委員長 趣旨採択みたいな表現であれば、相手にもいいかなって感じがします。

議事調査係長 昨年ですかね、前回は総務環境委員会のほうでこの15号の案件の陳情が出ておりまして、その時には趣旨採択ということで決定をされておりますので、お願いいたします。

委員長 というような経緯があるようですから。

五味東條委員 同じく。

委員長 じゃ、趣旨採択ということで決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。では、陳情12月第2号につきましても、趣旨採択とすることに決しました。

それでは、当委員会に付託されました案件については、これですべて審査を終了いたしましたけれども。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査につきましてお願いいたします。協働企画部、市民環境事業部、総務部ともに懸案事項を抱えておりますので、閉会中にまたお願いすることもあるかと思いますけれど、よろしく願いをいたします。

委員長 閉会中の継続審査についての申し出がありました。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。じゃ、そのように議長に取り計らってまいります。

というわけで、以上、全部終わりましたけれども、委員会の審査報告、それから委員長報告等の文案については委員長に御一任をいただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、理事者からごあいさつがあれば。

理事者あいさつ

副市長 大変熱心に御審査をいただきまして、提出、提案をいたしましたすべての議案を原案どおりお認めいただきまして大変ありがとうございました。なお原発問題、それから震災等含めましてですね、国の動きが急でございますので、今申し上げましたとおり、急な御審査をお願いする場面が今後あるかと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

委員長 はい、どうも。それでは、12月定例会総務環境委員会をこれにて閉会といたします。御苦労さまでした。

午前12時05分 閉会

平成23年12月16日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 青柳 充茂 印